主 文

本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事 実

- 当事者の求めた裁判
- 控訴人
- (<u>—</u>) 原判決を取り消す。
- 被控訴人の請求を棄却する。
- 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。
- 2 被控訴人
  - 主文同旨。
- 当事者の主張

次のとおり付加、訂正するほか、原判決事実摘示のとおりであるから、これを引

原判決二枚目表末行目の「公務外の災害」を「aの死亡は公務外の災害であ 1 る」と、同枚目裏四行目の「対してなされた」を「対する」と、同五行目の「右裁 決」を「右裁決書」と、同一〇行目の「正規職員(事務吏員)として」を「事務吏 員として正式に」と改め、同三枚目裏四、五行目の「業務」の次に「(以下、「平 常業務」または「日常業務」ともいう。)」を加え、同七行目の「昭和六三年三月ころ以降は」を「現在は」と、同四枚目表一〇行目の「熟練職員」を「熟練した技 術職員」と、同五枚目表九行目の「高血圧」を「高血圧症」と、同末行目の「に至るまで」を「までの」と、同枚目裏末行目から同六枚目表一行目にかけての「夜勤 明けに」を「前夜三直勤務に服したうえ、勤務明けに前日同様の」と、同三行目の 「午前九時から」を「午前八時五〇分から午前一二時まで」と改め、同六行目の た」を「命じられ、これに参加した」と、同六行目の「時間」を「時刻」と改め る。

同八枚目表八行目の「災害補償制度は使用者の」を「地方公務員災害補償制度 は職員の公務上の危険性が現実化した場合の損失につき」と、同九行目の「賄わ れ」を「その負担金により一切賄われ」と改め、同一〇枚目裏八行目の後に、行を 変えて次のとおり加える。

また、aの本件発症前における職務内容は、その半分以上は中央制御室で過ごし 勤務交替時に職場を見回るほか、休養室などに滞在していたというもの で、騒音、悪臭、気温差にしばしば曝されていたわけでないから、清掃工場の職場 環境をもって本件発症につき有力な寄与をしたという根拠も見出し得ない。 4 同二五枚目(別表1)の四行目の「出勤時間」を「出勤時刻」と、「退庁時 間」を「退庁時刻」と、同二六枚目(別表2)の「研修」の時間帯をいずれも八時五〇分から一二時までと、一〇日の「外出」を「就寝」と、一一日の「研修予習」を「研修予習・復習」と、同二九枚目(別表5)の「研修日程」の内容中「法令の 交付手続」を「法令の公布手続」と改める。

証拠関係(省略)

## 玾 由

当裁判所も、原判決の結論を相当と判断する。その理由は、次のとおり付加、 訂正、削除するほか、原判決理由記載のとおりであるから、これを引用する。 1 (一) 原判決一一枚目表五行目の「死亡した」を「脳幹出血のため死亡した」 と、同九、一〇行目の「清掃工場は昭和六三年三月ころ以降」を「当時の清掃工場は現在」と、同枚目裏三行目の「時間については」を「時刻を」と、同五行目の 「第三ないし第六、第八」を「第四、第五」と、同七行目の「第四五、」を「第四 五ないし」と、同行目の「第六二」から同九行目の「第五一号証」までを「第六二

(一) 同一〇枚日表一行日の後に、次のとあり加える。 しかしながら、他方、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる甲第 六四号証、原本の存在及び成立に争いのない甲第五〇号証によれば、脳内出血疾患 の発症原因は単一でなく、多要因であり、かつ、その発症経過も必ずしも一様では なく、本件の如く、当該発症に近接する業務等による過重な負荷が、血管疾患(高 血圧症の持続による血管壊死等はこれに含まれる。)等の基礎疾病をその自然的経 過を超えて急激に著しく増悪させて、脳内出血疾患(脳幹出血はこれに含まれ る。)等を発症させるに至ることが認められ、前掲乙第二五号証は右認定を左右し ない。

と、同八行目の「長期間」を「相当の長期間」と改め、同八、九行目の「加わったため」の次に「、その基礎疾病・高血圧症をその自然的経過を超えて急激に著しく増悪させて、脳幹出血を発症させるに至ったもの」を加える。 3 同二八枚目(別紙4)の「別紙4」を「別表4」と、「指定等」を「指定休等」と、一一月の三直勤務日数を「八日」と、同月の年休日数を「一日」と改める。

る。 二 よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却し、 控訴費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法九五条、八九条を適用し て、主文のとおり判決する。 (裁判官 砂山一郎 馬渕勉 一志泰滋)